

## 住宅性能証明書 適合審査料金表

凡例	上段	消費税込
	下段	消費税抜

1) 住宅性能証明書 発行業務対象住宅は、以下のすべてに合致する住宅となります。

- a) 住宅の新築又は新築住宅の取得をする場合  
 ※ 「住宅の新築」の場合の申請の時期は着工前、着工後を問わないが、原則検査工程前（本料金表 巻末 6）参照）とします。  
 ※ 「新築住宅の取得」とは、住宅性能証明書の受検すべき検査工程検査をおこなわないでその工程が過ぎ、既に竣工した住宅で、竣工後1年未満で未入居のものを指します。  
 ※ I-PEC では既存住宅の取得をする場合の申請は受け付けていません。
- b) 床面積が 50 m<sup>2</sup>以上 240 m<sup>2</sup>以下（合計所得金額が 1,000 万円以下の場合、40 m<sup>2</sup>以上）
- c) 店舗等併用住宅の場合は、床面積の 1/2 以上が居住用であること
- d) I-PECにて下記①から⑤のいずれかの審査を申請した、または申請する予定の住宅
- ① 建築確認審査  
 ② 設計住宅性能評価・建設住宅性能評価  
 ③ フラット35S適合検査  
 ④ 長期優良住宅技術的審査  
 ⑤ 低炭素建築物技術的審査

2) 一戸建ての住宅の住宅性能証明書 適合審査料金は、申請対象住宅の工事進捗状況により下表の合算となります。

【料金表】	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5
着工前	○	○		△	△
住宅性能証明書の最も早い受検すべき検査工程前	○	○		△	△
住宅性能証明書の検査工程を過ぎて、竣工前の場合	○	△	○	△	△
既に竣工している場合	○		○	△	△

凡例： ○ …… 適用する △ …… 適用する場合がある

3) 共同住宅等の図面審査等の料金は個別相談となります。

4) 料金表

【料金表 No.1】 …… 一戸建ての住宅の図面審査（竣工現場審査料金を含む）

省エネルギー性 (ZEH水準)	一般	¥77,000 ¥70,000	耐震性 (耐震等級2以上) ※ 免震建築物は個別相談	一般	¥55,000 ¥50,000
	審査省略 可の場合	¥22,000 ¥20,000		審査省略 可の場合	¥22,000 ¥20,000
	省エネルギー性 断熱等級4または 一次エネルギー等級4	一般		¥55,000 ¥50,000	一般
	審査省略 可の場合	¥22,000 ¥20,000	バリアフリー性 (高齢者等配慮等級3以上)	審査省略 可の場合	¥22,000 ¥20,000

備考： 表中の『審査省略可の場合』とは、すでに合格済みの上記1) b) ①から⑤の各合格証等で、該当する基準への適合が確認できる場合を指します。

【料金表 No.2】 …… 現場審査料金

竣工現場審査を除く現場審査1回につきの料金		検査是正にかかる現場再審査料金	
検査工程	¥11,000 ¥10,000	検査工程	¥11,000 ¥10,000
単独検査時の加算料金	¥22,000 ¥20,000	単独検査時の加算料金	¥11,000 ¥10,000

※ 単独検査とは、他検査（建築確認・建設住宅性能評価・フラット35S）を同時に検査しない場合を指します。

【料金表 No.3】・・・現場審査に代えての書面検査（検査工程の数に関わらず一律料金）

書面検査	¥11,000
	¥10,000

※ 住宅性能証明とは異なる現場検査を実施したことで該当する基準への適合が確認済みの場合は適用しない

【料金表 No.4】・・・遠隔地料金・その他

遠隔地手数料	5) その他 c) 参照	住宅性能証明書 再発行手数料	¥4,400
			¥4,000

【料金表 No.5】・・・計画変更料金

省エネルギー性 (ZEH水準)	一般	¥44,000 ¥40,000	耐震性 (耐震等級2以上) ※ 免震建築物は個別相談	一般	¥33,000 ¥30,000
	審査省略 可の場合	¥5,500 ¥5,000		審査省略 可の場合	¥5,500 ¥5,000
	省エネルギー性 断熱等級4または 一次エネルギー等級4	一般		¥33,000 ¥30,000	一般
	審査省略 可の場合	¥5,500 ¥5,000	バリアフリー性 (高齢者等配慮等級3以上)	審査省略 可の場合	¥5,500 ¥5,000

備考：表中の『審査省略可の場合』とは、すでに合格済みの上記1) b) ①から⑤の各合格証等で、該当する基準への適合が確認できる場合を指します。

5) その他

- a) 提出された申請書の審査の結果、所定の基準に適合していないことが判明し、再提出された申請書においても引き続き不適合、または適合が確認できない場合においては竣工現場審査を実施することなく不適合通知を交付することになります。  
その場合において、竣工現場審査に該当する料金の返金はおこないません。
- b) 住宅性能証明申請の受付け時点で終了している検査工程部分がある場合は、申請者から施工状況報告書現場監理状況が確認できる工事写真等の提出をもとめ、書面検査【料金表 No.3】をおこないます。  
書面検査の結果、所定の基準に適合していないことが判明した場合は、現状（施工済みの現場状況）を反映した申請図書、または提出済みの申請図書と相違する点を是正（修正）した旨の写真報告書等の提出を求めます。この場合は図面審査、または書面検査の追加料金として計画変更料金、または書面検査料金を追加請求させていただくことがあります。  
上記手続きを踏まえても引き続き不適合、または適合が確認できない場合においては竣工現場審査を実施することなく不適合通知を交付することになります。その場合において、竣工現場検査に該当する料金の返金はおこないません。
- c) 申請対象住宅の所在地がI-PECが定める遠隔地の場合は、現場審査に赴くたびに別途定める料金（遠隔地追加手数料（適合証明業務料金規程 令和5年4月1日改正を準用））を請求します。  
ただし、建築確認検査、建設住宅性能評価検査、またはフラット35Sの検査と同時にこなう現場審査で、住宅性能証明申請者と同一申請者から遠隔地追加手数料を載っている場合には免額できる場合があります。
- d) 電子申請にかかる料金については、個別にお問い合わせください。

6) 参考・・・住宅性能証明書の受検すべき検査工程の原則を下記に示します。

検査工程	基礎配筋	躯体工事	下地張り	竣工時
耐震性	○	○		△
バリアフリー性			○	○
省エネルギー性			○	○

凡例： ○・・・適用する      △・・・状況により省略可

《 以 上 》